

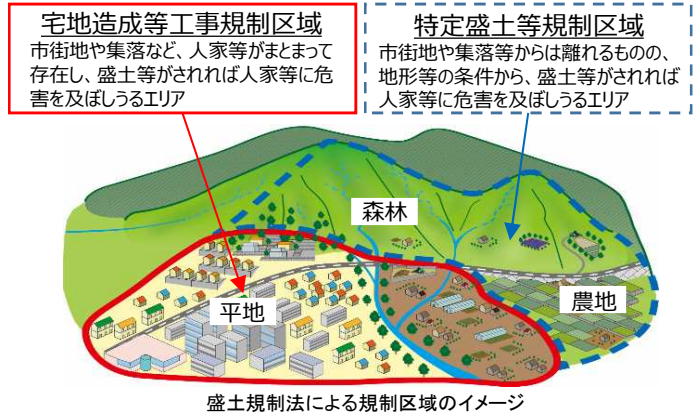
国土交通省 防災業務計画

- ・ 災害対策基本法第36条に基づき、国土交通省が防災に関してとるべき措置などを定めた計画
- ・ 国土交通省が、自然災害や重大事故において、予防、応急対策、復旧・復興の各段階でとるべき諸施策を規定
- ・ 平成14年5月に作成され、直近では令和4年11月に修正

主な修正内容

◆ 関連法令の改正及び施行を踏まえた修正

- 宅地造成及び特定盛土等規制法の改正及び施行(令和5年5月26日)を踏まえた修正
 - ・ 地域防災計画の作成の基準に、都道府県等が基礎調査を実施し、その結果を踏まえ、規制区域を指定し、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を講ずることを追加
- 水防法等の改正及び施行(令和5年5月31日)を踏まえた修正
 - ・ 国指定河川の水位を予測する過程で取得した都道府県指定河川の予測水位情報を提供
- 港湾法の改正及び施行(令和4年12月16日)を踏まえた修正
 - ・ 非常災害等(感染症等のリスク発生時)の場合にも国による港湾施設の管理代行を可能に



◆ 令和4年に発生した災害対応を踏まえた修正

- 大雪による鉄道の駅間停車、車両滞留への対応
 - ・ 鉄道事業者に対し、融雪機器等の整備など駅間停車等を回避するための事前の備えや、実践的な訓練実施等を指導
 - ・ 雪道を運転する場合は、スコップや砂等を携行することを啓発や関係機関と連携し雪道安全運転教育等に取り組む
- 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化
 - ・ 事業許可更新制度の創設等による事業者の安全管理体制の強化、船員教育体制の整備・充実等による船員の資質の向上、改良型救命いかだ等の積み付け等による船舶の安全基準の強化、抜き打ち・リモートによる監査等による監査・処分の強化等



降車誘導イメージ
出典:西日本旅客鉄道

◆ その他最近の状況等を踏まえた修正

- ハイブリッドダム の取組の推進
 - ・ 洪水調節と水力発電の両機能を最大限活用するハイブリッドダムの取組を推進(最新の気象予測技術を活用したダム運用の高度化等を推進)

治水機能の強化(国等)

水力発電の促進(民間)

発生電力等を活用した地域振興(民間・自治体)

